

【募集要領】

河川敷地内の樹木採取を希望する方を募集します!!

令和 8 年 8 月 20 日

帯広開発建設部 帯広河川事務所長

1. 目的

帯広河川事務所では、河川区域内の樹木を資源として有効に利用する観点から、採取した樹木をバイオマス燃料や製品の原料などとして活用していただける採取者を広く募集し、一定の条件を満たす方に採取を許可する「公募型樹木等採取」を行います。

本取組は、河道内で伐採予定の樹木の有効活用として、資源を最大限に利活用する循環型社会の形成に向けた第9期北海道総合開発計画に基づく取組です。

2. 応募方法

公募型樹木等採取を希望される方は、別紙「応募様式」（様式－1）に必要事項を記入し、メール、郵送、または持参により以下の宛先まで応募してください。申込期限は令和8年9月18日とします。

申込書を持参する場合は、受付期間内の祝祭日を除く月曜～金曜日の8時45分～17時00分までにお越しください。

「企業向け」は大規模範囲の採取を想定しています。また、採取後の根・枝・葉の処理を採取者自らで実施頂くことを条件としています。

「個人向け」は小規模範囲の採取を想定しています。

複数の区間で採取を希望される方は、区画の希望順位を記載してください。

応 募 先

郵送・持参：〒089-0536 中川郡幕別町札内西町73番地6

帯広開発建設部 帯広河川事務所

(担当：計画課)

メー ル：hkd-ob-bassai@gxb.mlit.go.jp

3. 応募資格

以下の不適格事項のいずれにも該当しないこと。

- 1) 過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者
- 2) 公募期間中において予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条又は71条の規定に該当するものでないこと。
- 3) 公募期間中において、会社更生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者

- 4) 直近1年間の税を滞納している者
- 5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者の指定又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者
- 6) その他、帯広河川事務所長が参加不相当と判断する者

4. 樹木等採取の概要

- 1) 採取期間：河川産出物採取着手届確認完了日～令和9年4月9日
- 2) 採取予定場所：別途図面①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧ 参照
- 3) 主な樹種：ヤナギ類が主体
 - ※ 採取予定箇所について、個人向けは別途図面②（区画A）、企業向けは別途図面③（区画B）、別途図面④（区画C）、別途図面⑤（区画D）、別途図面⑥（区画E）、別途図面⑦（区画F）、別途図面⑧（区画G）となります。
 - ※ 採取期間、採取予定箇所、採取可能面積などの詳細な条件については、打合せをお願いいたします。
 - ※ 企業向けは、除根までしていただくことを条件としております。詳細については、打合せをお願いいたします。
 - ※ 樹種はヤナギ類が主体で、樹木ごとの太さ及び樹高は異なります。
 - ※ 個人向け箇所では、作業時期によっては樹木が無くなっている可能性があります、ご了承ください。
 - ※ 採取する箇所までは、小型トラック程度までは進入が可能です。
- 4) 保全樹木について：環境に配慮して保全する樹木がありますので、分布位置等を河川管理者と協議の上、伐採しないよう注意願います。
- 5) 外来種について：燃焼かチップ化など分布拡大の無い使用目的に限定させていただきますので、分布位置等を河川管理者と協議の上、伐採願います。
- 6) 冬期の除雪について：各採取者で除雪の実施をお願いします。
- 7) 採取希望箇所がすでに他の採取者へ割り当てられている場合は、他の公募箇所で再度希望を聞き取りさせていただきます。
- 8) 採取後について：個人は、採取後の枝・葉について引き取りを希望しない場合は、指定した箇所に集積して頂きます。企業は、採取後の根・枝・葉の処理を自ら実施して頂きます。

5. 許可申請書の提出について

決定通知書の送付時にご連絡いたしますので、許可申請書（様式-2）、採取作業計画書（様式-3）を提出願います。

6. 採取後の活用について

採取した樹木等については、活用方法の制約はありません。採取者の判断で使用や加工或いは販売などをすることができます。

なお、採取者へ活用状況等に関するフォローアップ調査をおこなうことがありますので、その

際はご協力をお願いします。また、フォローアップ調査内容について公表する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

7. その他

- 1) 応募多数の場合は、希望箇所での採取が出来ない場合があります。
- 2) 各様式への記載内容を確認するため、直接お電話等で聞き取りをさせていただく場合があります。
- 3) 希望順位が重複した区画については、採取者とのヒアリングにより伐採区画を指定する場合があります。また、ヒアリングの結果によっては、くじ引きにより伐採区画を指定する場合があります。
- 4) 本件により採取した樹木は無料ですが、採取に要する一切の費用、労働等は、全て採取者の負担となります。
- 5) 本件は出水やその他やむを得ない事情により、帯広河川事務所の判断で中止する場合があります。
- 6) 採取作業計画書には、出水時における採取物の流出防止措置及び撤去計画を記載してください。詳細については、帯広河川事務所と協議してください。
- 7) 本件中に、自損事故又は第三者に損害を与えた場合には採取者がその責任を負います。また、堤防等の河川管理施設を破損した場合などは原状に復旧していただく場合があります。
- 8) 本公募に係る行為に起因して、事故（採取者間における事故も含む）やケガ等が発生した場合には、すみやかに帯広河川事務所長へ届け出るとともに、当事者間で事故処理等の対応をお願いします。なお、帯広河川事務所では事故処理等の対応に関する責任は一切負いません。
- 9) やむを得ない事由が発生した場合は、取り下げの申し出が可能です。
- 10) 採取者に河川管理上好ましくない行為があった場合等には、作業中であっても採取の資格を取り消す場合があります。
- 11) 作業完了時には作業場所を適切に整頓し、他の公募者の作業の支障とならないようご注意ください。
- 12) 作業時間は、作業期間内の毎日9時から17時までを基本とします。土、日、祝祭日の作業も可能ですが、休日の前日までに帯広河川事務所の担当者へ連絡をお願いいたします。
- 13) 公募後に生じた事情により、公募手続きの進行状況の如何に関わらず手続きを中止する場合があります。その場合はご了承ください。
- 14) 本件に係る問い合わせ先は以下のとおりです。

問い合わせ先

帯広開発建設部 帯広河川事務所 計画課

電 話：0155-25-1295

メー ル：hkd-ob-bassai@gxb.mlit.go.jp

別紙

応募から採取開始、採取完了までの流れ

番号	項目	実施者
①	「応募様式(様式－１)」作成・提出	採取者
	↓	
②	「応募様式(様式－１)」確認・受理	帯広河川事務所
	↓ ※１～２週間程度かかります	
③	必要に応じて採取者とのヒアリングまたは、くじ引きを実施	採取者及び帯広河川事務所
	↓	
④	「公募型樹木採取の参加者選定結果について(決定通知書)」送付	帯広河川事務所
	↓	
⑤	「許可申請書(様式－２)」、「採取作業計画書(様式－３)」作成・提出	採取者
	↓	
⑥	「許可申請書(様式－２)」、「採取作業計画書(様式－３)」確認・受理	帯広河川事務所
	↓ ※１週間程度かかります	
⑦	「河川産出物採取許可書」送付	帯広河川事務所
	↓ ※⑧までに一度来所頂き、 注意事項等、担当者と打合せ をお願いいたします	
⑧	「河川産出物採取着手届」作成・提出	採取者
	↓	
⑨	「河川産出物採取着手届」確認・受理	帯広河川事務所
	↓	
⑩	採取開始	採取者
	↓	
⑪	採取完了	採取者
	↓	
⑫	「河川産出物採取完了届」作成・提出	採取者
	↓	
⑬	「河川産出物採取完了届」確認・受理	帯広河川事務所

個人向け 応募様式

応 募 様 式

令和 年 月 日

帯広開発建設部 帯広河川事務所長 殿

応募者

住所 〒

氏名又は

代表者名

令和 8 年 8 月 2 0 日付けで公募された、河川敷地内の樹木採取について応募します。

記

1. 河川の名称及び区画番号

区画番号 : (河川名 :)

2. 採取予定数量

①樹木 本程度 ②軽トラック 台程度
③ m 3 程度 ④面積 m 2 程度

※①～④のどれかに記入願います。

3. 採取木の使用目的

以下の項目で該当箇所にチェック ☒ を記載。

☐ 薪ストーブ

☐ その他の目的 ()

4. 採取の方法

以下の項目で該当箇所にチェック ☒ を記載。

(採取方法) ☐ チェンソーまたはノコギリにより採取を行う。

☐ その他の方法により採取を行う。

()

(小割方法) ☐ 採取した樹木は、倒木箇所で小割りし、人力またはキャリア等によりトラックまで運搬する。

☐ その他の方法

()

- ※上記以外に作業に関する事項があれば記載する。

企業向け 応募様式

応 募 様 式

令和 年 月 日

帯広開発建設部 帯広河川事務所長 殿

応募者
会社住所 〒

会社名
代表者名

令和８年８月２０日付けで公募された、河川敷地内の樹木採取について応募します。

記

１．区画番号、採取予定数量及び優先順位

区画番号（河川名）	採取予定数量（m2）	優先順位
（ ）		
（ ）		
（ ）		
（ ）		
（ ）		
（ ）		

２．採取木の使用目的

以下の項目で該当箇所にチェック☑を記載。

☐ チップ化 ☐ ペレット化 ☐ 堆肥
☐ その他の目的（ ）

３．採取の方法

以下の項目で該当箇所にチェック☑を記載。

（採取方法） ☐ バックホウなどの重機を用いて採取を行う。
☐ チェンソーまたはノコギリにより採取を行う。
☐ その他の方法により採取を行う。
（ ）

（小割方法） ☐ 採取した樹木は、倒木箇所で小割りし、キャリア等によりトラックまで運搬する。
☐ 破砕機等により、チップ化し、運搬する。
☐ その他の方法
（ ）

(運搬方法) ☐ 採取材は、() tトラックにより日々搬出する。
(積込方法：)
☐ その他の方法
()

(採取順序) ☐ 通路脇から順次採取を行う。
☐ その他の採取順序 ()

(使用する重機) (すべて列挙：)

(作業人数・作業台数) () 人
() 台

※採取後の根・枝・葉の処理については、採取者自ら実施をお願いします。

※上記以外に作業に関する事項があれば記載する。

4. 採取の期間

作業予定期間 : 月 日 ~ 月 日 (のうち 日間) を予定

※令和8年9月24日から令和9年4月9日以内としてください。

※実際の採取開始は河川産出物採取着手届確認以降となります。

5. 応募者の連絡先

連絡先(携帯可) :

緊急連絡先 :

メールアドレス :

なお、メールアドレスは、ある場合のみ記載。

※ご記入いただいた個人情報は、本応募以外の目的に使用しません。

6. 公募型樹木等採取の応募資格について、該当箇所にすべてチェック☑を記載。

☐ 過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者ではない。

☐ 公募期間中において、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)

第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者ではない。

☐ 公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、
又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではない。

☐ 直近1年間の税を滞納している者ではない。

☐ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者の指定又はこれに準ずるものとして、
国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではない。

以上

様式－2

許 可 申 請 書

令和 年 月 日

北 海 道 開 発 局 長 殿

申 請 者 住 所

ふりがな
氏 名

別紙のとおり河川法第25条の許可を申請します。

(連 絡 先) 氏 名

電 話 番 号

帯広開発建設部 帯広河川事務所長 殿

採取者 (住所)
(氏名又は代表者名)
(電話番号)

採取作業計画書

次のとおり作業を実施します。

【作業実施期間】

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
(作業時間) : ～ :

【作業日】

【作業者】

< 遵守する事項 >

【安全対策等】

- < 作業時服装 > ・ 作業時はヘルメット等安全に配慮した防護具を着用し、作業に適した服装で行う。
- < 気象条件 > ・ 天気予報等を確認し、大雨注意報、強風注意報、大雪注意報、風雪注意報が発令された時は作業を中止する。
- < 資機材管理 > ・ 作業用器具は採取区域内で保管又は日々持ち帰りし、作業終了時は周辺に飛散しないよう管理する。
 - ・ 枝葉を集積した場合は、速やかに事務所に連絡する。
- < 隣接者調整 > ・ 他の作業車の支障とならないよう搬出通路上にはトラックは駐車しない。
 - ・ 倒木する際は、周辺の採取者に声がけし、自分の存在を知らせる。
 - ・ 倒木する際は、他の採取者と離隔を十分に取って作業を行う。
 - ・ 倒木する際は、隣接箇所の作業状況を確認し、作業している場合は隣接する採取者と調整し安全を確認後に倒木する。
- < 有事対応 > ・ ケガや事故発生時にはすぐに連絡できるよう携帯電話を携帯するとともに、家族と連絡が取れる体制を確保する。
 - ・ 消防署、警察、病院、事務所の電話番号は携帯電話に登録しておく。
(申請者以外の現場作業者にも登録して貰う)
 - ・ 事故(ケガを含む)発生時には事務所に必ず連絡する。
- < 法令遵守 > ・ 発生材を運搬する際は、交通法規を遵守する。(差し枠、はみ出し禁止)

- ＜採取樹木＞ ・環境に配慮して保全種及び特定外来種の分布位置を把握し、担当職員の指示に基づき適切に処理する。
- ＜その他＞ ・健康状態が万全で無い場合は、無理して作業をしない。（二日酔いも含む）
・作業箇所周辺には人がいるかを注意して作業を行い、常に清潔に保ち不慮の事故が起こらないようにする。

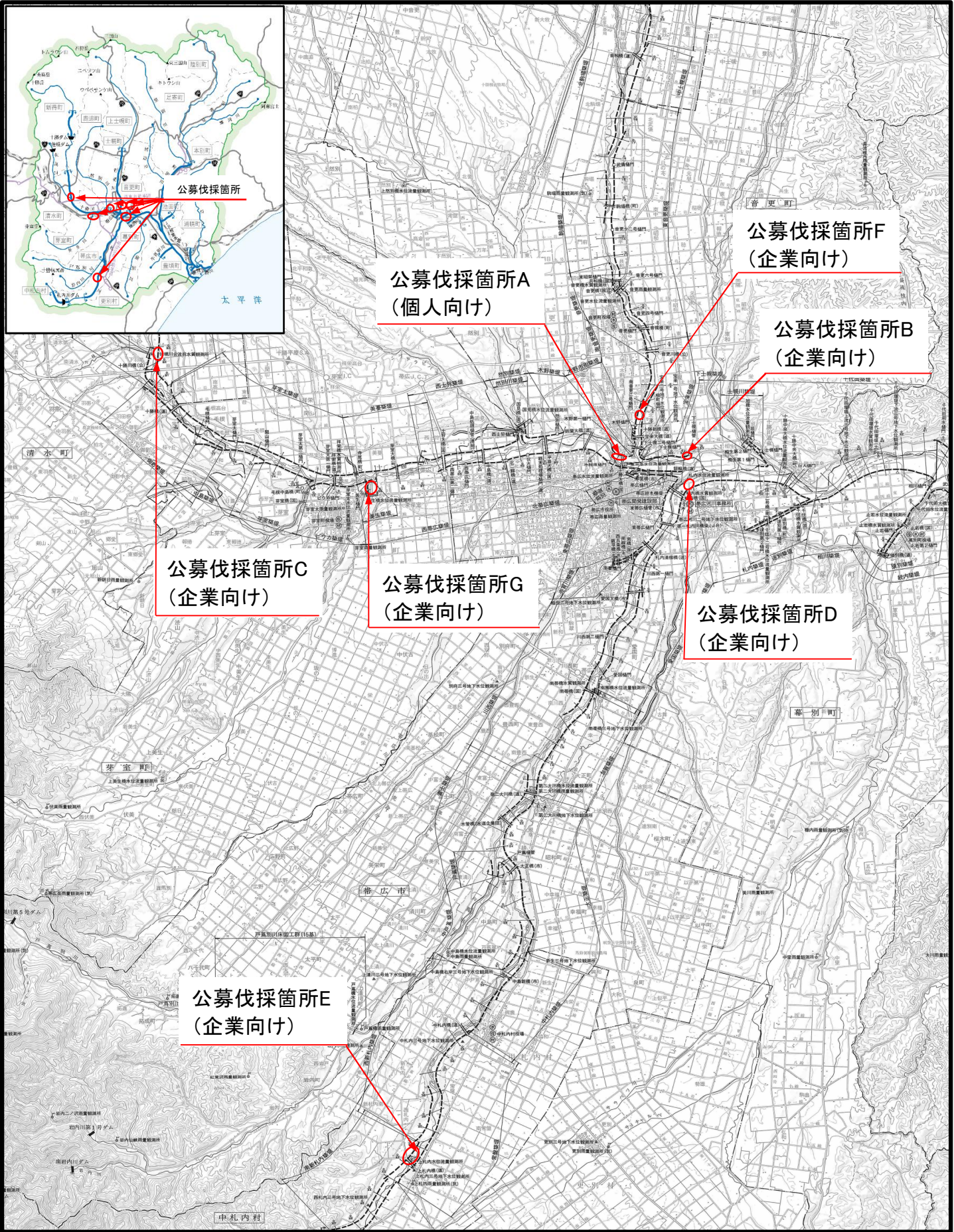
※出水時における採取物の流出防止措置及び撤去計画を記載する。

※上記以外に安全管理に関する事項があれば記載する。

※その他、採取作業全体として特筆すべき事項があれば記載する。

以上

別途図面①
公募伐採箇所図



別途図面② (個人向け)

区画A 全体平面図【木野地区】

(音更町木野大通西1丁目地先)

帯広市

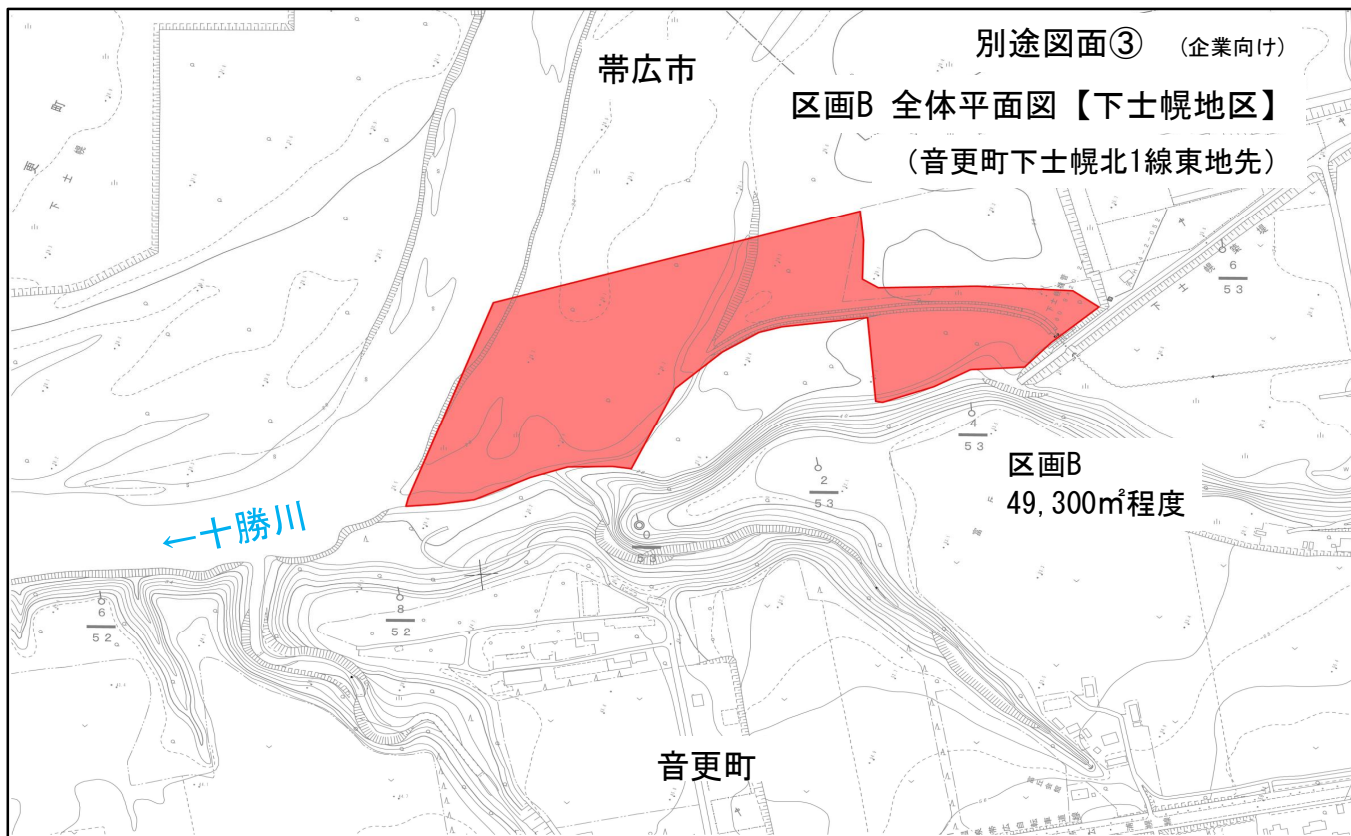
十勝大橋

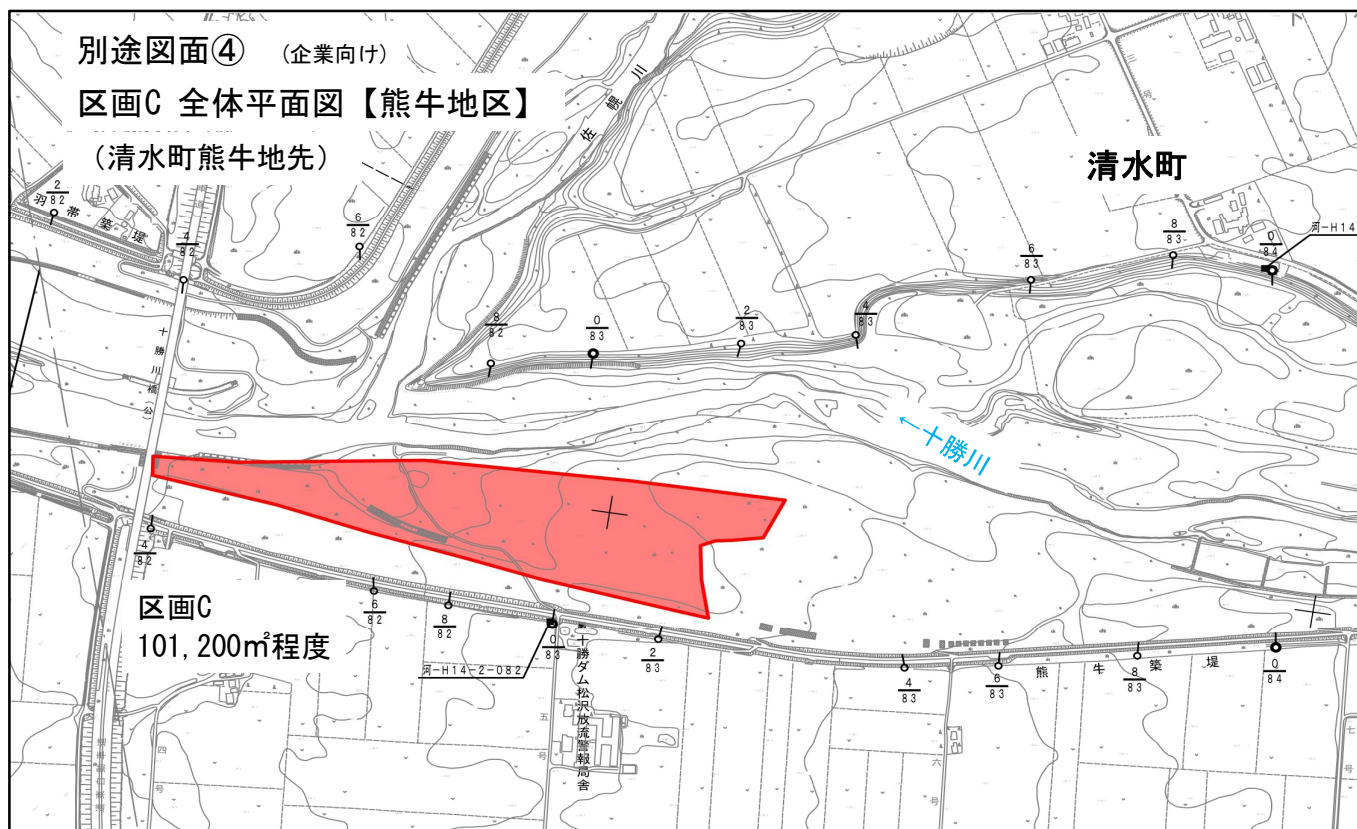
区画A
27,000m程度

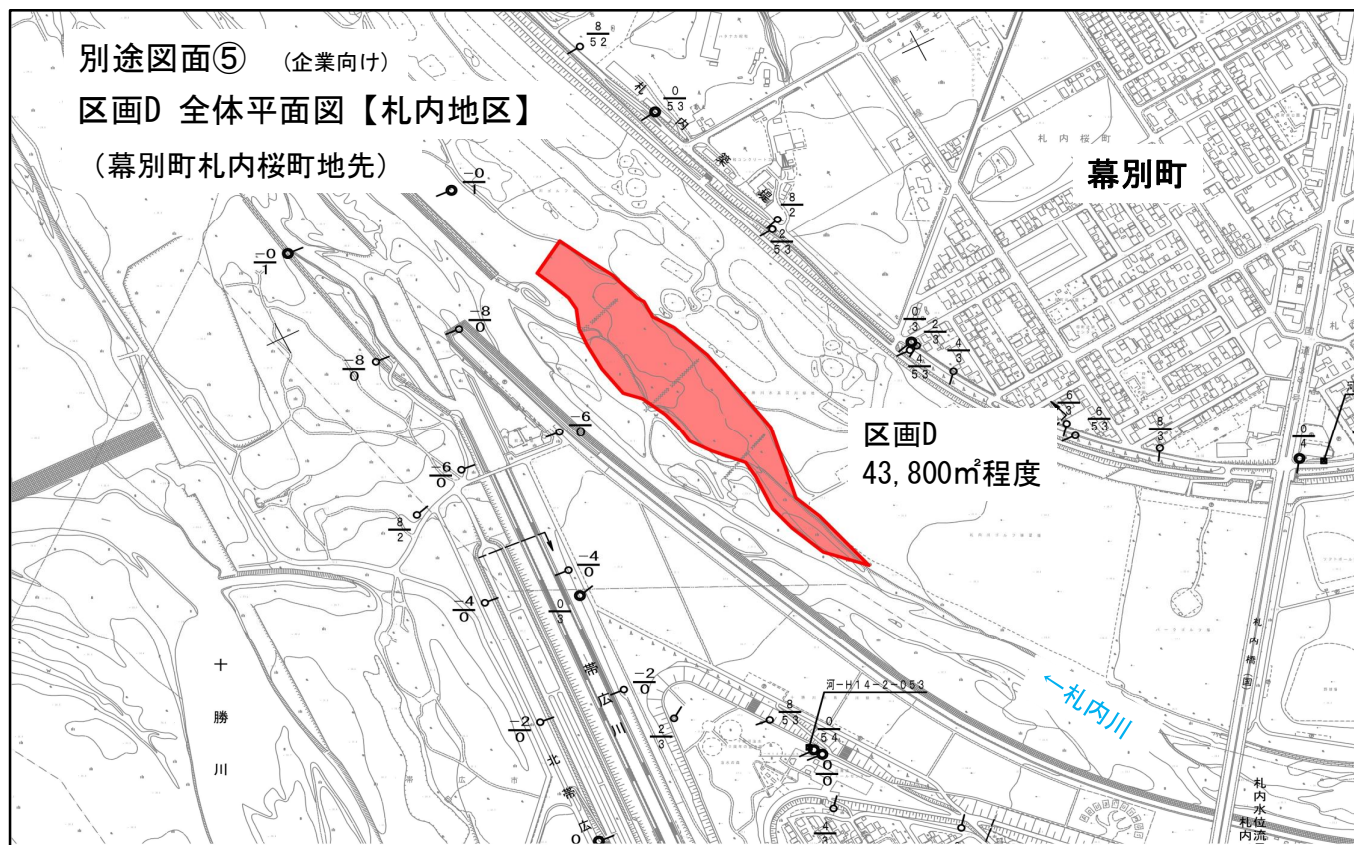
音更町

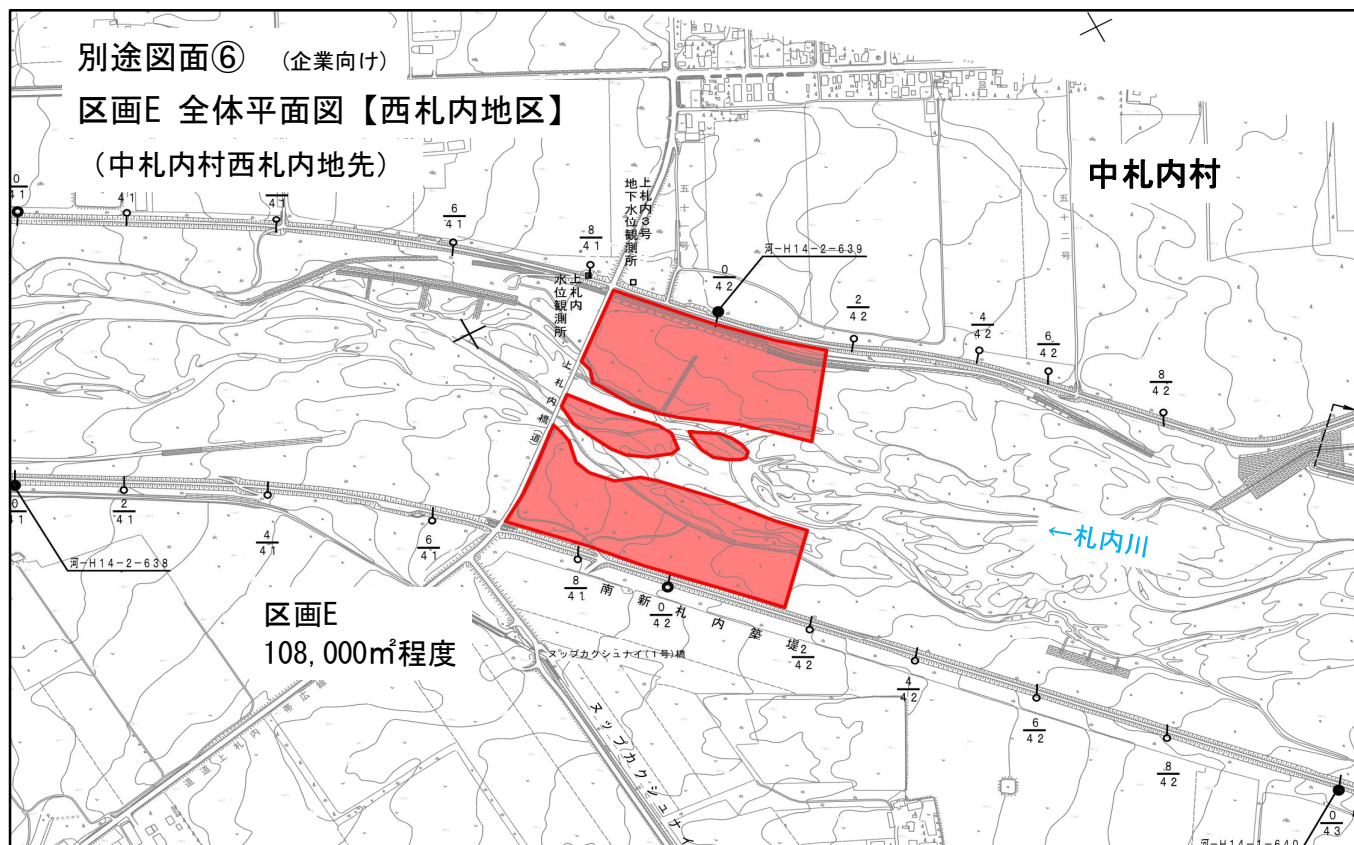
十勝川

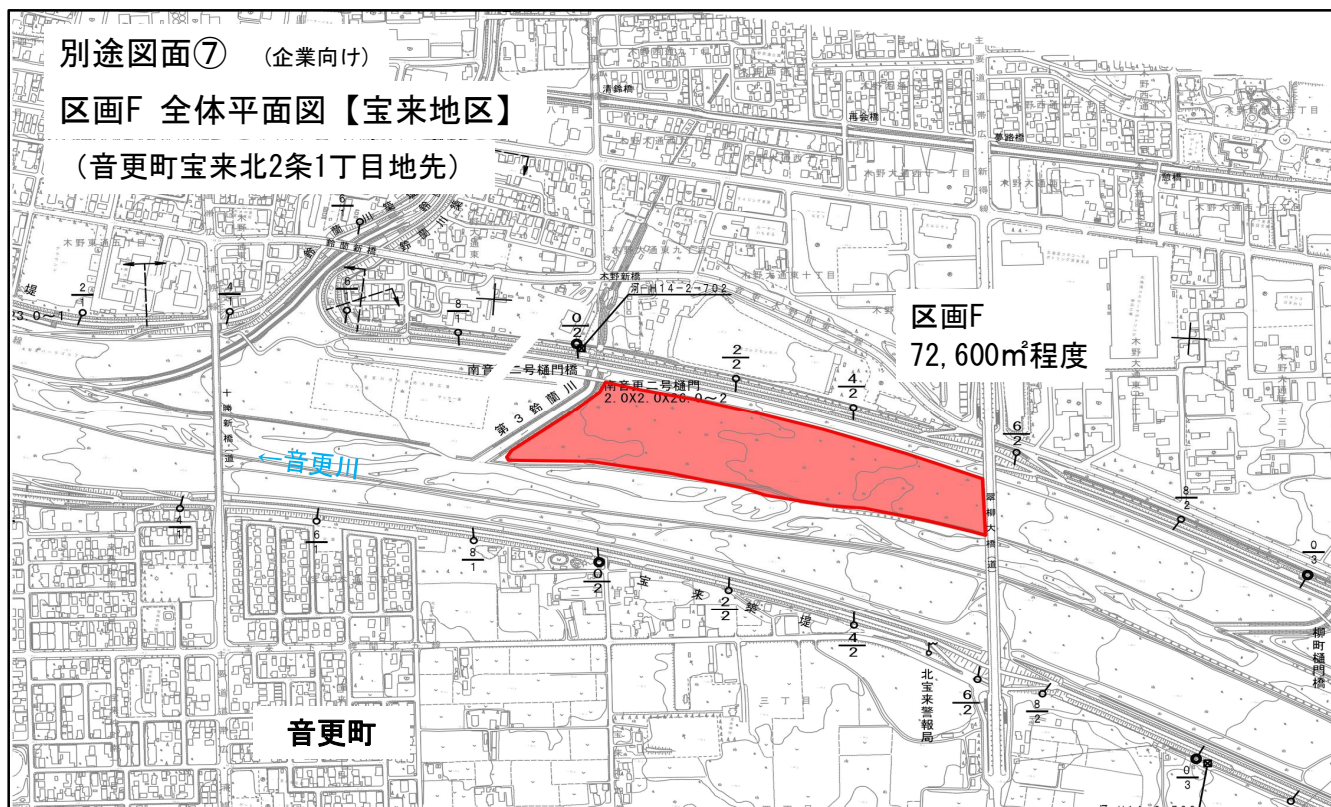












(芽室町芽室北1線地先)

